

## 審査基準・処分基準

不利益処分の名称	保有個人情報が記載された文書等の閲覧、視聴又は聴取の中止又は禁止
◎法令の定め	
塩竈市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年規則第56号）第10条第3項 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該文書等の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。	
◎処分基準の内容	
塩竈市個人情報の保護に関する法律等施行規則第10条第2項 法第87条第1項及び前項第1号又は第2号の規定により保有個人情報が記録されている文書又は図画及び電磁的記録（以下この項及び次項において「文書等」という。）を閲覧、視聴又は聴取する者は、当該文書等を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。  したがって、文書等を閲覧、視聴又は聴取する者が、①丁寧取扱いの原則、②汚損又は破損の禁止、③改ざんの禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合には閲覧、視聴又は聴取を中止又は禁止される。	